

今後の市民事業等支援制度の充実に向けて（たたき台）

1 「市民事業支援補助金」制度の改善について

(1) 補助対象期間の改善について

平成20年度は制度運用初年度ということもあり、4月1日から事業を募集し、6月の選考を踏まえ、7月1日からの事業開始となった。しかし、年度当初からの補助事業開始を希望する団体が多いことから、平成21年度分については、平成20年度内に募集を行い、事業開始時期をできるだけ早いものとする。

(2) 選考方法の改善について()

市民団体からは選考時期を早く行ってほしいという意見があった。

(3) 補助金予算枠の拡大について

今回、多くの応募があり、その中には、水源環境保全・再生施策に資する事業もあったが、予算枠の限界で不採択となった事業も多く見受けられた。

次年度以降は、今年度の継続事業に合わせ、新規事業の申請も見込まれるところであり、水源環境保全・再生施策の予算の関係もあるが、市民事業の活性化を図る上でも、多くの団体に補助金交付ができるよう、市民事業支援補助金の予算枠を拡大することが望ましい。

(4) 補助金の精算前の支払い(概算払等)について()

- ・ 市民事業支援補助金の補助事業者には、小規模で財政基盤の脆弱な市民団体等が多い
- ・ 事業推進に当たっては、その財源として、概算払い等、精算払いによらない補助金の交付を求める意見が多く出された。

(現行)

事業の実施が確実に行われると認められ、かつ概算払いにより事前に財政的資金の提供がなければ実施不可能と認められた場合に限り概算払いを認める。

(5) 申請書類及び整備書類の簡素化・簡略化について()

- ・ 申請書類や整備書類については、小規模団体等にとっては、複雑で作成書類も多く、この簡素化・簡略化を求める意見が出された。
- ・ この補助金は、県民の税金を財源としているものであり、書類作成等については、必要最小限は必要である。

(6) 補助率の変更について()

- ・ 参加費があまり見込まれないなど事業収入が乏しいことより普及啓発及び調査研究事業についても補助率を1/2から10/10へ拡大してほしいとする意見が出された。
- ・ 昨年度の最終報告書では、これらの事業に係る効果の補足は難しく、参加費の徴収や共同研究などにより事業費の補填が行われていることが多い一方で、先駆的な活動については、行政としても支援を行う必要性があることから事業費の1/2については自己負担とし、補助額を絞った形で支援することが望ましいとしている。

(7) 普及啓発教育事業・調査研究事業の補助金算定方法について()

- ・ 平成19年度の最終報告では、他団体からの補助金等は補助対象事業費に含めるが、限度額の補助率(1/2)を超えない範囲で補助することとしていた。
- ・ 県の現行要綱では、他団体からの補助金等は補助対象事業費から差し引き、その額の限度額の補助率(1/2)を超えない範囲で補助することとしている。

(8) 補助金交付額算定の際、事業経費から事業収入を差し引かないことについて()

- ・ 平成19年度の最終報告では、補助金交付額算定の際、事業経費から事業収入を差し引くこととしていた。
- ・ 事業経費から事業収入を差し引くとすると、各団体が作成した炭の売却や参加費の徴収等、自己の努力により様々な事業収入を得ても、その分、補助金が減ることとなる。(事業収入の努力が報われない)
- ・ 当補助金制度の趣旨は、将来、各団体が自立化し財政的基盤もしっかりとした団体になって行くことを目的としており、このような事業収入は将来の財政基盤の基礎となっていくものであることから、各団体が事業収入の拡大に取り組めるよう、現在の要綱を策定した。

2 財政面(支援補助金制度)以外の支援等の必要性について

(1) 財政面以外の支援の方策についての考え方

財政面以外の支援について

市民活動の実施にあたっては、法律(条例)上の許認可や活動フィールドの確保、参加者の募集など財政面以外の課題が多々存在する。これらの課題に対して支援を行うことにより、水源環境を保全・再生するための市民活動をより一層推進していく必要がある。

しかしながら、

- ・ これらの課題は、団体の実状や活動内容によって多岐にわたり、その対応策も多様であること
- ・ それらの課題については、団体が主体的に取り組んで解決すべき事柄であり、過度な支援は団体の主体的な成長を妨げる恐れがあること

・ これらの課題に対する総括的な支援制度は現在ないが、個々の課題に対しては、県・市町村、財団法人や社団法人、その他NPO等で、様々な支援策が行われていることなどの理由から、水源環境保全・再生施策の市民事業等支援制度の1つとして、県が新たに独自の支援策を構築するのではなく、団体が課題を解決するための足がかりとなる情報を集約し、提供することで、団体の自立性を担保しつつ支援を行うことが望ましい。

イ 市民団体からの提案事業・市民団体との協働事業について

神奈川県では、既に市民からの提案事業に対する市民との協働・連携を推進する仕組みが作られている。

(例) かながわボランティア活動推進基金21協働事業負担金

丹沢大山の保全・再生対策(県民参加による協働事業)

水環境モニタリング調査(相模川水系県民生物調査員)など

これらのことから、水源環境保全・再生施策の1つとして、新たに独自の提案事業・協働事業を構築するのではなく、既存の県や市町村等の協働事業に係る制度等の情報を集約し、これを市民団体等に提供していくことで、事業の展開を促すことが望ましい。

ウ 個人に対する支援について

個人の活動に対する支援のあり方については、1個人の個々の活動に対して補助金等の財政的な支援を行うことよりも、水源環境保全・再生施策の取組みを推進している既存の市民団体の活動等を紹介し、この活動に参加し共に活動していく中で、活動の範囲が拡大していくほか、この活動中で様々なノウハウや実績を積み、仲間を増やしていくことで、新たな市民団体の創設につながり、より一層の市民活動の拡大につながっていくことも期待される。

これらのことから、個々の個人に対する支援策については、個々の補助金等の支援を行うのではなく、既存の市民団体や県等の公共機関が実施するイベントや事業の情報を提供することで、これらの様々な活動への参加を促すような支援が望ましい。